

令和4年度都道府県労働局雇用環境・均等部（室）での男女雇用機会均等法、労働施策総合推進法、パートタイム・有期雇用労働法及び育児・介護休業法に関する相談、是正指導、紛争解決の援助の状況について

3 労働施策総合推進法の施行状況

(1) 相談の状況

- ◆ 相談件数は 50,840 件（対前年度比 117.6%増）（図 3-1）。
- ◆ 相談内容別にみると、「パワーハラスメント防止措置（第 30 条の 2 第 1 項関係）」に関する相談が 44,568 件（87.7%）、「パワーハラスメント相談を理由とした不利益取扱い（第 30 条の 2 第 2 項関係）」に関する相談が 1,581 件（3.1%）となっている（表 3-1）。

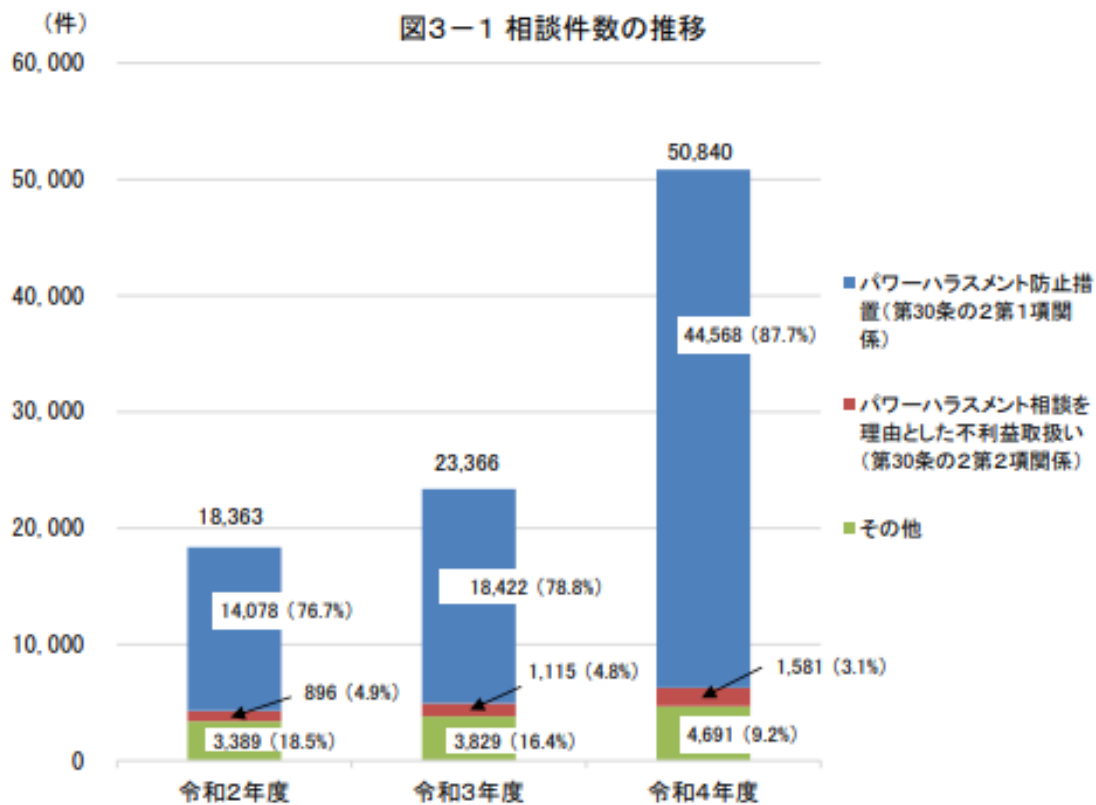


表3-1 相談件数の推移

(件)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
パワーハラスメント防止措置(第30条の2第1項関係)	14,078 (76.7%)	18,422 (78.8%)	44,568 (87.7%)
パワーハラスメント相談を理由とした不利益取扱い(第30条の2第2項関係)	896 (4.9%)	1,115 (4.8%)	1,581 (3.1%)
その他	3,389 (18.5%)	3,829 (16.4%)	4,691 (9.2%)
合計	18,363 (100.0%)	23,366 (100.0%)	50,840 (100.0%)